

令和 8 年 3 月 16 日

事業主各位

神奈川県石油業健康保険組合

理事長 小泉 光 一 郎

(公 印 省 略)

労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における
年間収入の取扱いについて(通知)

平素より当健康保険組合の事業運営につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
被扶養者の認定における労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の「年間収入」
の取扱いが下記のとおり定められたので通知いたします。(令和 7 年 10 月 1 日付厚労省保発
1001 第 3 号)※別紙参照

記

被扶養者の認定における年間収入については、認定対象者の過去の収入、現時点の収入また
は将来の収入の見込みなどから、今後 1 年間の収入の見込みにより判定していましたが、令和 8
年 4 月 1 日より、「労働条件通知書」等の労働契約内容がわかる書類に記載のある賃金(※1)から
見込まれる年間収入が 130 万円未満(※2)であり、かつ、他の収入が見込まれず、

1. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合には、被保険者の年間収入の 2 分の 1
未満であると認められる場合(※3)
2. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合には、被保険者からの援助による額
より少ない場合には、原則として、被扶養者に該当するものとして取り扱います。

※1 労働基準法第 11 条に規定される賃金をいい、諸手当および賞与も含まれます。

※2 認定対象者が 60 歳以上の者である場合または障害者である場合は、180 万円、19 歳以上 23 歳未
満(被保険者の配偶者を除く)である場合は、150 万円の基準が適用されます。

※3 当該要件を満たさない場合であっても、当該認定対象者の収入が被保険者の年間収入を上回らない
場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者がその世帯の生計維持の中
心的役割を果たしているとき、被扶養者に該当するものとします。

労働契約の内容が確認できる書類が存在しない場合には、従来どおりの取扱となります。

以上